



パラエストラ大阪会員契約書

- 第1条 本書は当道場会員（以下甲とする）と、パラエストラ大阪（以下乙とする）との間に交わされた契約書である。
- 第2条 甲は乙の会則を遵守しなければならない。
- 第3条 甲は乙へ入会するにあたり、以下の入会金（10500円《税込》）を支払う。
- 第4条 甲は乙へ、練習への参加不参加を問わず、乙の定める方法で毎月以下の受講料を支払う。
- | | |
|-----------|-------------|
| 一般（大学生以上） | 10500円《税込み》 |
| 2 DAYS | 8400円《税込み》 |
| 高校生 | 8400円《税込み》 |
| 女性 | 6300円《税込み》 |
| 小学生 | 5250円《税込み》 |
- 第5条 甲は以下の行為を行った場合に、乙の判断によって乙の機関から退会となる。
- （1）甲が乙の会則を遵守しなかったとき。
 - （2）甲が乙の名誉を傷つけたとき。
 - （3）甲が乙の機関に相応しくないとき。
- 第6条 甲が退会を希望する場合は、乙が定める所定の手続き（①退会届けの提出、②会員証の返却、③受講料滞納分の支払い）を完了させなければならない。各種変更届けにも¥2,100の手数料が掛かります。いずれの手続きも、希望月の前の月の10日までに完了させて下さい。手続きが完了し、乙が退会を認めるまでは、いかなる理由があろうとも、甲は乙に対する月極めの受講料を支払う義務を有する。また休会する場合は一ヶ月¥2,100の手数料が掛かり、3ヶ月以上から可能です。
- 第7条 甲が乙の所有する器物および施設に対して、故意に損傷を与えてはならない。もし損傷を与えた場合は、甲は乙の請求する損害賠償を受け入れる。
- 第8条 乙に関する施設、ある行事、練習および試合で起きた怪我や事故について、甲は乙に対して一切の保証を請求しない。
- 第9条 甲の転居、転職、進学などで入会申し込み時に申請した内容に変更があった場合、甲は乙に対してすみやかに届け出なければならない。

甲：本人署名 _____ 印

甲が18歳未満の場合は、保護者の承諾が必要です。

上記の者の乙への入会を認めます。

保護者署名 _____ 印

乙：パラエストラ大阪

〒543-0044

大阪市天王寺区国分町18-21

大室ハイツ201

代表 中山 巧 _____ 印